

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p><b>1 施設にいる生活保護受給者の状況について (15分)</b></p> <p>一人ぐらしの生活保護受給者であるAさんは、病気を機に、自立した暮らしから本市内の特定施設入居者生活介護有料老人ホームに入居しています。</p> <p>生活保護受給者でも施設への入居は可能ですが、月額料金が扶助内に収まっている必要があります。平成25年に全国有料老人ホーム協会が行った調査によると、全国の老人ホームのうち、入居者に生活保護受給者がいる施設の割合は、全体の32%となっています。</p> <p>生活保護を受けている方が通常の老人ホームの料金で入居することは考えづらく、これらの施設では生活保護受給者向けの料金プランが用意されていると考えられます。</p> <p>Aさんは、今は、病気も回復し、認知機能も特に問題がないので、衣食住は足りていても自由に外に出られない、買い物もできない施設での生活には、不自由に感じているようでした。ただ身寄りがおらず、現在の生活に安心もしているようです。以下、質問します。</p> <p>(1) 生活保護受給者の施設入居の状況について</p> <p>(2) 扶助費と施設に係る費用などの契約内容や実態の把握について</p> <p>(3) 低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯・こども加算）が鶴ヶ島市でも支給がされていますが、こういった給付金は、生活保護費に算入せず支給される事になっております。コロナ禍や物価高騰対策でこれまでもありましたが、施設にいる生活保護者の活用状況について</p> <p>(4) 改めて、現状把握の為の調査をする事について</p>	<p>市長</p>
<p><b>2 シニアカー等のルールの啓蒙を (15分)</b></p> <p>シニアカーは道路交通法上、歩行者として扱われるため、運転免許は不要です。歩行者としての交通ルールを守り、自動車や歩行者、自転車に注意して運転しなければなりません。</p> <p>シニアカーの交通ルールは、歩行者ですから、歩道や幅の十分な路側帯がある道路では、道路工事等で通行できない場合を除き、歩道や路側帯を通行しなくてはなりません。歩道がない道路では右側を通行し、道路の横断は横断歩道を利用する。そして、速度は時速6kmまでと定められています。</p> <p>一方で、16歳以上なら免許がなくても運転できる電動キックボードは電動式の原動機（モーター）により走行し、2023年7月の道路交通法改正により「特定小型原動機付自転車」として、歩道で走行することは基本禁止</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>されています。これも、座って乗れるタイプがあります。しかし、右折する際は、二段階右折が義務づけられています。</p> <p>モペットは、一見自転車の仲間のようにですが、道路交通法では50cc以下のバイクと同じ「原動機付自転車（一般原動機付自転車）」に分類されており、ヘルメットの着用、自賠責保険、ナンバープレートなど同様に求められます。右折の際には小回りができます。</p> <p>高齢者の免許返納を促す為に、公共交通の充実が求められていますが、シニアカーは、免許もいらず、介護保険でのレンタルもあり、移動手段確保の有効性が高いと思われます。</p> <p>市としては、ルールへの啓蒙に努め、安心安全な利用へのサポートが必要ではないでしょうか。以下、質問します。</p> <p>(1) シニアカーの利用状況について            ア 介護保険適用の福祉用具として            イ 購入しての利用について</p> <p>(2) 歩行者扱いのシニアカーの交通事故件数は単独、シニアカー同士では自動車事故にカウントされませんが、事故の状況について</p> <p>(3) シニアカー、特定小型原動機付自転車、原動機付自転車（一般原動機付自転車）について、それぞれの市の見解とルールの徹底や理解への啓蒙について</p> <p>(4) シニアカーの購入助成について</p>	
<p><b>3 人事院勧告からみる本市の課題 (15分)</b></p> <p>令和6年人事院勧告では、大卒程度の国家公務員総合職の初任給が14.6%アップの28万円4800円となりました。国家公務員と自治体職員は、報酬のあり方など準拠しており、本市の自治体組織にも大きく関係しています。</p> <p>国家公務員試験の一般職試験は、過去10年で約3割減少しており、より多くの志願者を誘致するため、令和7年度から「教養区分(仮称)」として専門試験を課さない試験区分の新設を表明しています。</p> <p>また、受験可能年齢を1年若い「20歳以上」として、大学3年生で受験を可能とするとしております。</p> <p>また、経験者採用試験を拡大し、それまで、府省バラバラに実施してきた採</p>	<p>市長</p>

